

住宅改修をする場合

要支援・要介護認定を受けた方が、手すりの取付けなどの改修を、実際に居住する住宅について行った場合に償還払いで支給されます。

◆給付額・・・実際の改修費の7割～9割相当額です。

※支給限度基準額は、同一住宅・同一対象者で20万円です。

※同一の例外・・・最初に受けた住宅改修時の状態から、著しく介護の必要度が高くなった場合（3段階以上）は、1回を限度に改めて支給が受けられます。

◆住宅改修費の対象となる住宅改修

種 類	想定される内容例
①手すりの取付	廊下、便所、浴室、玄関等への設置 ・形状は二段式、縦付け、横付け等適切なもの
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び 玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消
③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居 室：畳敷から板製床材・ビニル系床材への変更 浴 室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
④引戸等への扉の取替	扉全体の取替（開き戸の引戸、アコーディオンカーテンへの取替） 扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等、引き戸等の新設含む
⑤洋式便器等への便器の取替	和式便器の洋式便器（暖房・洗浄機能付き等）への取替 ・暖房等機能のみの付加対象外
その他①～⑤に付帯して必要な改修	①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③下地の補修や根太の補強又は通路面の路盤の整備 ④扉の取替に伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替に伴う給排水設備工事（水洗化等を除く）、床材の変更

◆申請方法と添付書類

事前申請・事後申請の2段階で申請してください。

<1. 事前申請>

- ・住宅改修が必要な理由書
- ・見積書・・・改修内容や箇所、施工者、材料費・施工費等の内訳がわかるもの
※複数事業者から見積もりを取るよう被保険者に説明してください。
- ・住宅改修の予定の状態が確認できるもの
※便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前・改修後の予定状態を写真や図で示す
※平面図等配置が確認できるもの
居宅サービス計画等と重複する内容については、記載内容が確認できれば、申請書や理由書への記載を省略することができます。

<2. 事後申請>

- ・申請書
- ・領収書（工事内訳書を添付）
- ・完成後の状態を確認できる書類（改修前・改修後の写真で撮影日の分かるもの）
- ・住宅所有者の承諾書（被保険者と所有者が異なる場合）

不明な点は、役場保健福祉課 介護担当へお問い合わせください。

TEL 0248(52)2174

